

国民スポーツ大会競技出場に係る備品の輸送費補助金交付要綱

(通則)

第1条 国民スポーツ大会に出場するセーリング競技の競技用艇及び馬術競技の競技用馬の輸送については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところとする。

(補助金の交付目的)

第2条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の趣旨にのっとり、国民スポーツ大会に参加する選手の競技用艇及び競技用馬の輸送に要する経費の一部を補助し、もって地方スポーツの振興と競技力の向上に資することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、選手等が国民スポーツ大会に出場するために必要な競技用艇及び競技用馬の輸送に要する経費のうち、補助金の交付対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、選手等の所属する各競技団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、国民スポーツ大会の出場に係る競技用艇及び競技用馬の輸送計画及び輸送費収支予算書を添えて、補助金交付申請書（第1号様式）を、別に通知する期限までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

(申請内容の変更の承認)

第6条 補助事業者は、交付申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業内容変更等承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、事情変更等により生じた事業内容の変更において、内容が軽微であり、目的達成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、補助事業者から提出された概算払い請求書（第3号様式）による概算払いとし、補助事業終了後に提出される実績報告書に基づき精算を行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までに次の書類を添えて、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知（第5号様式）するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者がこの要綱に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の受領に関して不正な行為をした場合。

(その他)

第11条 書類等の様式について、この要綱に定める様式により難い事情が生じた場合は、協議により、別途定める様式を用いるものとする。

(附則)

この要綱は平成26年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は令和6年4月1日から適用する。